

亀山市告示第100号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、出納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

なお、平成27年亀山市告示第86号（出納取扱金融機関の指定）は、廃止する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 出納取扱金融機関の名称及び所在地

株式会社百五銀行

津市岩田21番27号

2 取扱店の名称及び所在地

株式会社百五銀行亀山支店

亀山市北町5番25号

3 事務の範囲

亀山市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部

4 指定年月日

令和4年4月1日